

広報

なごしま



2014
No.733



Communication & Public Relations

7月26日(土)に、直島町民グラウンド・中学校グラウンドにおいて直島少年野球交流大会が開催されました。岡山・香川から7チームが参加し、野球を通じて交流を深めました。

香川県知事選挙・掃海艇なごしま……………2P
年金出張相談など……………3P
各課からのお知らせ……………4・5P
カメラリポート……………6・7P
情報BOX など……………8~12P



8月31日(日)は 香川県知事選挙の投票日です

今回の選挙は、これからの県政を担う私達の代表者を選ぶ大切な選挙です。
みんなそろって投票しましょう。

投票時間 午前7時から午後7時まで (ただし、屏風島集会所は午後4時まで)

※今回の選挙から、選挙当日の投票時間が変更されます！

投票所

- 直島町役場庁舎ロビー 本村、文教区、納言様、向島
- 直島町地域づくり人材育成センター 積浦
- 直島町西部公民館 宮ノ浦1～3区、宮ノ浦5～7区、宮社、鷺ノ松、オノ神、ヘキ、大坂
- 直島町総合福祉センター分館 宮ノ浦4区
- 屏風島集会所 屏風島

開票 直島町役場2階大会議室 8月31日(日)午後8時10分から

期日前投票 仕事や旅行、レジャーなどで投票日(8月31日)に行けない方は、期日前投票ができます！

- 期間 8月15日(金)～8月30日(土)
- 時間 午前8時30分～午後8時(土・日も投票できます。)

みんなで投票。みんなで参加。
あなたの一票大切に



お問い合わせ 直島町選挙管理委員会 ☎892-2222

掃海艇なおしま一般公開・体験航海について

広報7月号と一緒にチラシをお配りしました掃海艇なおしまの一般公開・体験航海について、下記のとおり実施いたします。一般公開については、申し込みは不要ですのでぜひご見学ください。体験航海については、当選者のみとなっていますのでご了承ください。

会場には専用駐車場はありませんので、お車でお越しの方は町営駐車場をご利用ください。

■一般公開

日時：平成26年8月27日(水) 13:00～17:00
8月28日(木) 13:00～17:00

場所：宮浦港(直島町商工会前)

■体験航海

日時：平成26年8月28日(木) 10:00～11:00
場所：宮浦港(直島町商工会前)



※8月27日(水)の10時15分から海の駅「なおしま」で歓迎セレモニーを開催しますので、たくさんの方の参加をお待ちしております。

出張年金相談を開催します

街角の年金相談センター高松（オフィス）による年金相談を開催します。
平成26年度は2カ月に1回、年金相談を下記の日程で開催します。
 相談料は無料となっておりますので、お気軽にご相談ください。

- **開催日** 平成26年8月21日(木)、平成26年10月16日(木)、平成26年12月18日(木)、平成27年2月19日(木)
- **場所・時間**
 - 直島町役場（2階会議室） 9：30～12：30（3時間）
 - 西部公民館（研修室） 13：00～16：00（3時間）
- **相談員** 社会保険労務士 2名
- **相談内容** 年金見込額、繰り上げ・繰り下げ、在職老齢年金、雇用保険との調整等
- **年金請求・各種手続** 老齢年金、遺族年金、障害年金、住所・口座変更等
- **ご持参する物** 免許証・年金手帳・年金証書・振込通知書など相談者本人であることが確認できるもの
 ※代理の人がご相談に来られる際には委任状および依頼を受けたご本人であることが確認できる書類（免許証等）が必要です。



従来の年金相談との違い

従来の年金相談では、年金裁定請求書・諸変更届の受付・記入補助等の相談まででしたが、今回行われる年金相談は、国民年金や厚生年金等の年金加入期間を確認し、将来的な年金額や遺族年金を請求した場合の年金額の算出ができるなど、年金事務所と同等のサービスを受けられます。
 また、年金事務所まで足を運ぶ必要もなく、直島町内で各種手続が受付可能です。

お問い合わせ

街角の年金相談センター高松（オフィス） ☎087-811-6020（予約用）
 役場住民福祉課 ☎892-2226

ご存知ですか？ 児童扶養手当制度・特別児童扶養手当制度

児童扶養手当制度

父子・母子家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

受給者の方は毎年8月に現況届を提出することになっています。8月以降も引き続き受給するために必ず提出してください。

支給対象 次の条件に当てはまる児童を監護している父（母）、または養育者

- 父母が離婚した児童
- 父（母）が死亡した児童
- 父（母）が重度の障害の状態にある児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童

手当が支給されない場合

- 公的年金を受けることができる
- 児童が児童福祉施設等に入所している
- 父（母）が婚姻している（事実上婚姻関係と同様の事情がある）

手当月額

	全部支給	一部支給
平成26年3月分まで	41,140円	41,130円～9,710円
平成26年4月分から	41,020円	41,010円～9,680円

2人目以降は5,000円加算、3人目以降は1人増すごとに3,000円ずつ加算されます。

※前年の所得により手当の一部または全部が支給停止となることがあります。

特別児童扶養手当制度

身体や精神に中程度以上の障害のある児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

受給者の方は毎年8月に所得状況届を提出することになっています。8月以降も引き続き受給するために必ず提出してください。

支給対象 身体または精神に障害のある児童を監護している父母、または養育者

手当が支給されない場合

- 障害を支給事由とする公的年金を受けることができる
- 児童が児童福祉施設等に入所している

手当月額

区分	平成26年3月分まで	平成26年4月分から
1級	50,050円	49,900円
2級	33,330円	33,230円

※前年の所得により手当が支給停止となることがあります。

お問い合わせ

役場住民福祉課

☎892-2223

急傾斜地崩壊防止対策事業補助について

急傾斜地崩壊防止対策事業とは

傾斜がきつく、崩壊の危険性のある自然がけ等に対して、傾斜地の所有者又は住宅所有者が崩壊防止工事を行うことが困難な場合、町が擁壁工事や法面工事を行い、がけ崩れから住民の生命を守る事業です。

香川県急傾斜地崩壊防止対策事業県費補助要綱に基づく採択基準

1. 急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地に限る。）の高さが5m以上であること。
2. 移転適地がないこと。
3. 人家2戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのある急傾斜地であること。
4. 自然斜面である急傾斜地であること。ただし、人工斜面である急傾斜地で築造から10年以上経過したもののうち、あらかじめ知事の承認を受けたものを含むものとする。
5. 本事業の施行については、香川県急傾斜地崩壊防止対策事業県費補助要綱及び香川県補助金交付規則に基づくものとする。

経費の内訳

県費	直接的に必要な経費（工事費）	補助率 1/2
町費	工事費の 1/4	
分担金	工事費の 1/4（個人負担金）	

上記の採択基準をみだし、急傾斜地崩壊防止対策事業補助を受けたい場合は、9月12日（金）までに役場建設経済課（☎892-2224）にご連絡ください。

なお、要望が多い場合は、香川県と調整のうえ協議により事業箇所を決定します。

本村地区（景観重点地区）内で家や外構を新築・改修等する場合には事前に役場へ届出が必要となります！

直島町において景観に係るまちづくりを重点的に進めていくべき地区として本村地区が重点地区に指定されています。

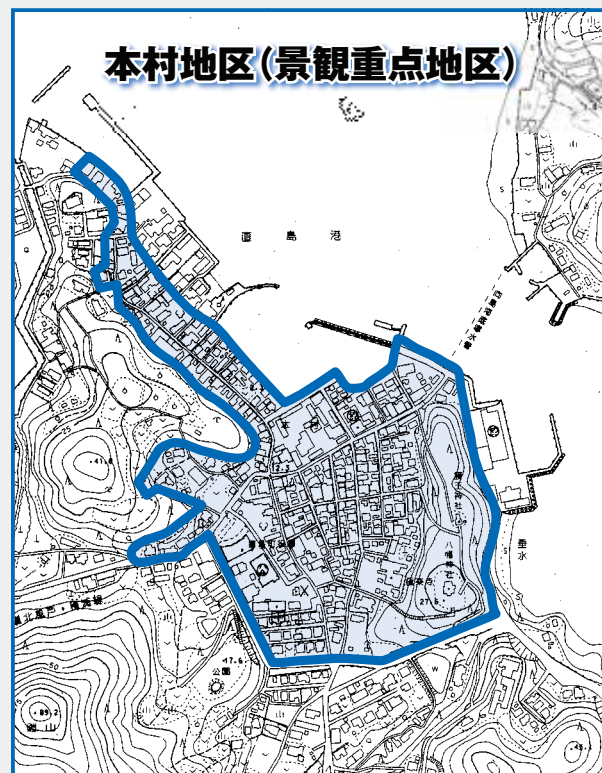
そこで、本村地区（景観重点地区）の美しい風景とまち並み景観を保全していく事を目的として平成25年4月1日より、下記内容の行為等をする場合には事前に役場へ届出が必要となりました。重点地区内にお住まいの皆様には大変お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い致します。

届出が必要な行為

- ① 建築物
 - 建築物の新築、増築、改築又は移転
 - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更
- ② 工作物等（屋外広告物・塀・柵・門等）
 - 工作物の新設、増築、改築又は移転
 - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更

※景観に合わせた形での新築・改修等には補助金の交付がありますので、5ページの「まちづくり景観活動を支援します《第2期募集》」をご覧ください。

※ご不明な点などありましたら、お気軽にお問い合わせください。



まちづくり景観活動をご支援します

第2期募集

平成14年4月1日に施行された「直島町まちづくり景観条例」では、「直島の景観をよりすばらしいものにしていくための活動をしたい」など、まちづくり景観活動を積極的に取り組む皆さまに技術的・財政的に予算の範囲内で支援していくことを定めた「直島町まちづくり景観条例に基づくまちづくり活動補助金交付要綱」を制定しています。

町内外の個人、グループ、または団体などが行うまちづくり景観活動を広く支援しますので、積極的なご応募をお待ちしています。

事業の概要は、以下のとおりです。

① 補助の対象となる景観整備事業ならびに補助金の額 → 別表のとおり

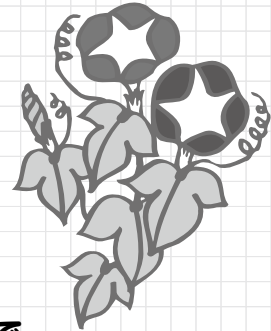
例えばこのようなときに……

- 「古い伝統ある建物を改修して保存したい」^{注1)} → ㉗
- 「門・塀などをまち並みに合うように改築したい」^{注2)} → ㉘
- 「道路沿いを花一杯にしたい」 → ㉙
- 「直島の歴史を本にして後世に残したい」 → ㉚
- 「直島の伝統行事などを後々まで保存していきたい」 → ㉛

など

^{注1)} ただし、景観重要物件に指定された建物等に限りませう。

^{注2)} ただし、重点地区内（現在、本村地区の一部のみ）の建物に限りませう。



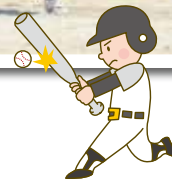
② 申請の締め切り 平成26年8月29日(金)まで

申請様式についてなど、さらに詳しい内容・お問い合わせについては、役場総務課企画電算室(☎892-2020)までご連絡をお願いします。

別表

補助の対象となる事業		対象工事・経費	補助率	補助限度額
条例に基づきまちづくりを推進するために必要な事業	ハード事業 ㉗ 条例の規定により景観重要物件に指定された建築物、工作物その他の物件	①外壁、屋根、軒裏、開口部など建築物等の外観を構成する部分の修繕、模様替えて保存のために必要な構造耐力上主要な部分の修繕を含む ②門、塀、工作物及びアプローチなど、建築物に付属するものの修繕、模様替え ③その他当該景観重要物件を良好な状態で保存するために必要と認められる工事	2/3 (営利を目的としたものについては1/3とする。)	600万円 (営利を目的としたものについては300万円とする。)
	㉘ ㉙ ㉚ ㉛ 以外の建築物、工作物その他の物件で、景観審議会が認める物件(ただし、条例の規定により指定された重点地区内の物件に限る。)	①建築物の新築、増改築、修繕等の工事費のうち外観にかかる経費 ②門、塀、垣根の新築、増改築、修繕等の工事費のうち外観にかかる経費	1/3 (営利を目的としたものについては1/6とする。)	100万円 (営利を目的としたものについては50万円とする。)
ソフト事業	㉚ ㉛ 条例の目的に基づいたまちづくり活動で景観審議会が認める事業	調査研究費、計画策定費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、原材料費、その他町長が特に必要と認める経費	2/3 (営利を目的としたものについては1/3とする。)	30万円 (営利を目的としたものについては15万円とする。)

直島少年野球交流大会



当日は35℃を越える猛暑の中、
 気迫のこもった熱いプレーで会場
 を大いに沸かせました。

試合結果

直島野球少年団 3 - 12 田井野球スポーツ少年団
 直島野球少年団 11 - 3 香川イーグルス

幼児学園夏まつり

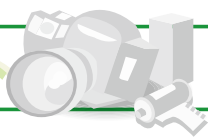
台風の影響で延期となっていた幼児学園夏まつりが、7月14日（月）に盛大に行われました。

みんなで元気いっばいに盆踊りを踊った後は、ヨーヨーつりやかき氷など、色々な夜店を楽しみました！



CAMERA REPORT

カメラリポート



瀬戸内海国立公園
指定80周年

“みんなで守ろう！豊かな海・きれいな島”

直島町“ごみ0”クリーンデーが7月12日（土）に開催されました。

各地区から子ども会を含め総勢約500名の皆様の参加があり、町内の海岸及びその周辺に捨てられた空き缶・発泡スチロールや流木等の回収、また道路脇の草刈等の清掃活動に汗を流し、町内の環境美化に努めました。



清掃状況（外ヶ浜）



清掃状況（外ヶ浜）

2tダンプ他—5車分（約4t）のゴミ等を回収しました。

暑い中、ご参加ありがとうございました。



清掃状況（垂水）

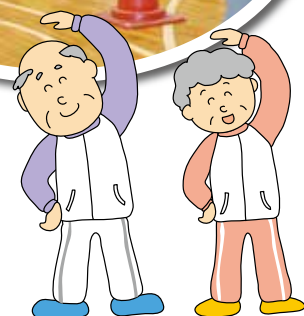


清掃状況（積浦墓地前）

高齢者スポーツ大会

7月3日（木）に高齢者スポーツ大会が中学校体育館で開催されました。

グループ対抗玉入れや○×クイズ、紙飛行機飛ばしなど、頭と体を使って6種目の競技を楽しみました。



【第85回】

ふれあい健康コラム

直島町立ふれあい診療所

医師 藤川 耕

BLS (Basic Life Support)

さて、突然目の前で人が倒れたら…、倒れている人を見つけたら…、どうしましょう!? とりあえず「119」! まあ、基本的には正解ですかね。直島では少し事情が違い診療所「892-2266」に連絡するようになっています。しかし、救急車（直島では搬送車）がつかまでの時間、何もしないというのでは救命率は大きく低下してしまいます。そばにいる貴方の行動により、大切な人の命を救うことができるかもしれません。

免許センターでの実習などで心肺蘇生法（CPR：cardiopulmonary resuscitation）は身近なものとなっております。簡単ではありますがとりあえずの手順を下記にまとめてみました。参考にいただければと思います。

1. 意識を確認する

まずはこれですね。実はちょっと躓いただけ♪なんてオチであれば良いですね。

倒れた方・倒れている方の傍らで、肩をたたきながら『大丈夫ですか?』と聞いてみてあげてください。

2. 人を集める!

意識がない場合まずはこれです。

大声で回りに知らせましょう。

周りに人がいない場合は救急コール（直島の場合は892-2266）です。

電話した場合は、可能な限り落ち着いてください。

何処で、誰が、どんな状態であるかを冷静に伝えてくださいね。

3. AED が近くにあればもって来る!

島内には診療所、役場、海の駅、学校、ベネッセの施設内など人の集まる場所には配置されています。普段から周囲にAEDのある場所を把握しておくのも重要なことかもしれませんね。AEDの使用方法はご存知でしょうか? 「そんなもの知らないよ」と思ったその貴方。大丈夫です。AEDの使用で覚えておくことはただ一つ。

『電源を入れる』

です。その後は音声ガイドが貴方を導いてくれるはずですよ。

（物によっては古い音声ガイダンスの可能性があります。ご自身でBLSの受講が終わっている方、BLSを熟知されている方は音声ガイダンスより迅速に行動されるのは問題ありません。）



4. 胸骨圧迫は深く! 速く! しっかり戻して!

近年、人工呼吸をしなくても（胸骨圧迫だけでも）心肺蘇生としてある程度の効果があると認められています。胸骨圧迫は深く（5cm以上）、速く（100回/分以上）、しっかり戻すことが重要とされています。

以上が心肺蘇生法のポイントです。胸骨圧迫を30回終了後に人工呼吸2回。その30回と2回を一セットとして繰り返し行っていくこととなります。これを搬送車が出るまで、体動が出る（CPRを嫌がり払いのける程度の体動）まで繰り返し行ってください。

極々簡単に書かさせていただきました。興味をもたれた方は9/19（金）13時より診療所で心肺蘇生の実技の講習を行いますので、ご参加いただければと思います。

ふれあい診療所より

心肺蘇生法救急法講習会のご案内

突然、私たちの目の前で大切な人が倒れてしまった時、あなたはどうしますか。

診療所では、病気などで倒られた人を救うため、応急手当に関する正しい知識と技術の普及を目的とした心肺蘇生法救命講習会を開催します。

大切な人のため、いざという時のため、ぜひ心肺蘇生法救命講習会にご参加ください。

- 講師 藤川 所長
- 講習日時 平成26年9月19日（金） 13時～14時 約1時間
- 講習場所 ふれあい診療所 リハビリ室
- 講習内容 心肺蘇生法などの実技
- 定員 20人（先着順）
- 申込方法 ☎892-2266（ふれあい診療所）



地域包括支援センターだより

～高齢者の方の生活をサポートします～

たとえば、こんな「悩み」はありませんか？

ご本人

近ごろ、体が弱ってきたような気がする。



どうすれば介護サービスを受けられるの？



家族・親類など

家族だけで介護するのが大変だ。



最近、母の物忘れが目立つようになった。



ご近所さん



お隣の一人暮らしの高齢者が心配。

こんな時は **地域包括支援センター** にご相談ください！

地域包括支援センターは、役場住民福祉課内にあります。

高齢者の介護、医療、福祉、財産管理等について、電話や訪問にて相談をお受けし、その内容に適した情報提供（関係機関の紹介を含む）、助言等を行います。

「どこに相談すればいいかわからない」という場合も、お気軽にご連絡ください。

※相談料は無料です。

《お問い合わせ 直島町地域包括支援センター ☎892-3400》

～健康ウォーキング～『ウォーキング de ダイエット』
島外ウォーキング参加者を募集！

直島町と直島町国民健康保険では、1年間を通して楽しみながら体を動かすことにより、健康増進及び運動習慣を身につけることを目的に「ウォーキング de ダイエット」を実施しています。

今年度は“楽しもうウォーキング”、“身に付けようエクササイズウォーキング”をテーマに、主に町内のウォーキングとウォーキング講習会を行っています。

次回、9月は、島外ウォーキングを下記のとおり行います。

◎開催日時 平成26年9月27日(土)

◎場 所 三豊市詫間町 紫雲山(しうでやま)

◎集合場所 海の駅「ながし ま」

◎集合時間 7時30分(7時50分の船で出発、17時10分の船で帰島予定)

◎参加費 1,500円(お弁当・お茶代として)

◎申込締切 9月10日(水)

宇野港からは、貸し切りバスで移動します。

昼食は、お弁当、お茶を用意します。

ゆるやかなハイキングコース(4～5km)を約2時間かけて歩きます。

帰りには、近くの道の駅に立ち寄りたいて考えています。



参加を希望される方は、役場住民福祉課(☎892-3400)までご連絡ください。
健康な方なら、どなたでも参加可能です。ぜひ、ご参加ください。

知ってください! 糖尿病のこと 63

今回は、糖尿病と白内障・緑内障の関係についてお話したいと思います。

糖尿病と白内障

▶ **白内障とは** 加齢により起こりやすくなる老化現象の一種で「水晶体」と呼ばれる目のレンズにあたる部分が白く濁ってしまう病気です。

糖尿病が原因の「糖尿病性白内障」では、水晶体の中ほどが濁り、早い段階で明るいところほど見えにくい・明るい場所でまぶしく感じるなどの症状を感じるようになり、進行してくると急激に視力が悪くなります。

糖尿病と緑内障

▶ **緑内障とは** 眼圧が高くなることによって視神経が障害を受け、視力が落ちたり視野が狭くなる病気で、進行すると失明することもあります。

糖尿病が進行すると、合併症として糖尿病性網膜症を発症しますが、ある程度進行すると、緑内障が発生する危険が高くなります。

緑内障の症状としては、視力の低下・目の痛み・吐き気・頭痛などがあげられますが、糖尿病の合併症である糖尿病性神経障害がある場合、これらの症状を感じにくくなってしまいます。



白内障と緑内障では治療方法も違いますが、どちらの場合も進行すると視力を失うことにつながります。目に異常を感じたら、早めに眼科を受診しましょう。

お問い合わせ 役場住民福祉課 ☎892-3400

情報BOX

お知らせ

同和問題啓発強調月間

8月1日～31日までの1か月間は、同和問題啓発強調月間です。私たちの社会には、様々な差別や人権にかかわる問題が数多く存在しています。中でも同和問題は、社会の歴史的発展の過程において形成された身分制度に由来する差別問題であり、憲法で保障されている基本的人権にかかわる重大な社会問題です。この機会に、一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深めるとともに、人権尊重の意識を高め、差別のない明るい社会を築きましょう。

相談

香川県立聾学校 「授業体験・保護者相談会」

聾学校の子どもたちと一緒に、目で見てよく分かる/専門の先生の授業を受けてみませんか? 午後は個別の相談会もあります。言語聴覚士、医療、労働、教育などの専門家が悩みに応えます。

日時 9月20日(出)

授業体験 午前9時～午後1時
個別相談 午後1時30分～午後4時

対象 聴覚に障害のある幼児児童生徒及び

「高齢者・障害者の人権 あんしん相談」強化週間

9月8日(月)～9月14日(日)までは、「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間です。高齢者や障害者に対する暴行・虐待などの人権侵犯事案は、依然として数多く発生していることから、当該強化週間中は、下記のとおり平日の電話相談時間を延長し、休日にも電話相談を実施いたします。

保護者、教職員等
申込み 事前申込み必要 締め切り9月2日(火)
問い合わせ先 香川県立聾学校
☎087-865-4492
教頭 廣瀬

期間 平成26年9月8日(月)～9月14日(日)まで
時間 午前8時30分から午後7時まで
ただし、土曜日・日曜日は午前10時から午後5時まで

電話番号

「人権相談ダイヤル」
(全国共通・ナビダイヤル)
☎0570-0003-1110

相談員 人権擁護委員及び高松法務局職員
お問い合わせ 高松法務局人権擁護部第一課
☎087-815-5311
担当:各務(かがみ)

高齢者や障害者のあんしん 相談会 (第20回)

日時 平成26年9月13日(出)
午後1時30分～午後4時30分まで
場所 「高松テルサ」
高松市屋島西町23066-1
☎087-844-13511

お問い合わせ

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会
(担当:地域福祉課 三木)

〒760-0017
高松市番町1-10-35
香川県社会福祉総合センター内

☎087-861-8883
☎087-861-2666
FAX 087-861-2666

ミニギャラリー



横防 岡崎 貢さんの作品「直島を走りに来ました」



本村 山口愛子さんの作品「滝」

玉野市休日当番医 市外局番 (0863)

日	内科	外科	歯科
8月10	こやま医院 (八浜町見石)51-3333	山田外科医院 (和田)81-7197	はしもと歯科医院 (長尾)33-0055
17	せいきょう玉野診療所 (羽根崎町)81-1696	松田病院 (和田)81-7821	林歯科医院 (玉)32-4824
24	中村医院 (長尾)71-2217	たまみずのりハビテーションクリニック (玉)31-6803	平山歯科医院 (長尾)71-2850
31	水田小児科医院 (宇野)31-1350	松尾医院 (宇野)32-4662	藤原歯科医院 (八浜町八浜)51-2078
9月7	のうの小児科医院 (田井)33-9888	みやもと整形外科医院 (東紅陽台)71-3030	ふじわら歯科医院 (八浜町大崎)51-2488

※診察時間は、内科・外科は午前9時から午後5時まで、
歯科は午前9時から正午まで。
※休日当番医は都合により変更することがあります。

ふれあい診療所(8月)外来診療担当医予定表

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
8/11	12	13	14	15
藤川・山本	山本	藤川・山本	藤川	藤川
18	19	20	21	22
藤川・山本	山本	藤川・山本	藤川	山本
25	26	27	28	29
藤川・山本	山本	藤川・山本	藤川	藤川
9/1	2	3	4	5
藤川・山本	山本	藤川・山本	藤川	山本
8	9	10	11	12
藤川・山本	山本	藤川・山本	藤川	藤川

※診療担当医は都合により変更することがあります。
※受付時間 午前8時30分～11時30分・午後2時～4時
※診療時間 午前9時～12時・午後2時30分～4時30分
※救急患者の場合は診療時間外でも診療いたしますのでふれあい診療所に電話してください。
ふれあい診療所 ☎892-2266

募集しています

皆さんの応募をお待ちしています。

わが家のスター

広報では赤ちゃんや、就学前のお子さんの写真をお待ちしています。
掲載をご希望の方は、氏名(保護者・お子さん)・年齢・住所(地区)・電話番号・メッセージを添えて下記の宛先まで応募ください。
※写真でもデータでもOKです。

◆「俳句・川柳」、「ミニギャラリー」のコーナー◆

テーマはそれぞれ自由ですので、住所(地区)・氏名・年齢・電話番号を記入しお気軽にご応募ください。

送り先

〒761-3110 直島町1122-1
直島町総務課「広報おしま ○○○コーナー」
E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp
締め切り:平成26年8月22日(金)

※紙面の都合で、掲載できない場合はご容赦ください。

町の人口

8月1日現在(先月比)
世帯数 1,553 (0)
人口 3,187 (-2)
男 1,612 (-2)
女 1,575 (0)
町の面積 14.23km²

直島町のホームページ

http://www.town.naoshima.lg.jp

電子メール

somu1@town.naoshima.lg.jp

住民基本台帳法の一部を改正する法律により、人口は、外国人の方を含めた人数となっています。



この広報紙は自然保護のため再生紙を使用しています。

発行/平成26年8月8日
印刷/山陽印刷(株)

編集/直島町役場総務課
☎761-3110香川郡直島町1122-1

チャレンジ! 広報クイズ

Q.8月31日の香川県知事選挙から、屏風島を除く投票所の投票時間が変わりますが、その投票終了時間は何時でしょうか。

- ①午後5時 ②午後6時 ③午後7時

(ヒントは、広報紙の中にあります)

7月号の答え ② 応募総数 3 通

【応募締め切り】平成26年8月22日(金)

クイズの答え・住所(地区)・氏名・年齢・電話番号・広報紙の感想を書いて、下記まで応募してください。正解者の中から抽選で記念品を差し上げます。応募は、1世帯1通に限ります。

【送り先】

〒761-3110 直島町1122-1
直島町総務課「広報クイズ8月号」係
E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。
※ご応募いただいた皆さんの個人情報は賞品発送のみに使用し、第三者に開示・提供することはありません。